

児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児通所支援及び障害児入所支援、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による障害福祉サービス及び地域生活支援事業等に係る利用者負担について一元的に管理し、その上限額を定めることに関する事務であって規則で定めるもの

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	神奈川県
3. 市区町村名	相模原市
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	108-4：障害福祉に係るサービス等の利用者負担の助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児通所支援及び障害児入所支援、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による障害福祉サービス及び地域生活支援事業等に係る利用者負担について一元的に管理し、その上限額を定めることに関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1の3の項 児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児通所支援及び障害児入所支援、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による障害福祉サービス及び地域生活支援事業等に係る利用者負担について一元的に管理し、その上限額を定めることに関する事務であって規則で定めるもの

⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年十一月七日法律第二百二十三号）第一条	相模原市障害福祉サービス等の負担上限月額の一元管理に関する要綱 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	<p>第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。</p>	<p>第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「総合支援法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援、同法第7条第2項に規定する障害児入所支援、相模原市障害者等移動支援事業実施要綱（平成18年10月1日施行。以下「移動支援事業実施要綱」という。）に基づく移動支援事業及び相模原市障害者等日中短期入所事業実施要綱（平成18年10月1日施行。以下「日中短期入所事業実施要綱」という。）に基づく日中短期入所事業の利用において、障害者若しくは障害児の保護者が負担すべき額について、同一の世帯における1月あたりの上限額を定める（以下「負担上限月額の一元管理」という。）ことにより、障害者若しくは障害児を養育する世帯の生活の安定に寄与し、福祉の増進を図ることを目的とする。</p>
⑦独自利用事務の関連規範		相模原市障害福祉サービス等の負担上限月額の一元管理に関する要綱障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令児童福祉法施行令中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令介護保険法

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項1号	相模原市障害福祉サービス等の負担上限月額の一元管理に関する要綱 第1条
事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付（自立支援医療費を除く。）の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援、同法第7条第2項に規定する障害児入所支援、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項の障害福祉サービス及び、同法第77条第1項及び第3項の地域生活支援事業の利用者負担について一元的に管理し、その上限額を定めることの申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項1号イ	相模原市障害福祉サービス等の負担上限月額の一元管理に関する要綱 第5条第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長

<p>③提供を求める特定個人情報</p>	<p>当該申請を行う障害者（施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行う者（二十歳未満の者に限る。）を除く。）若しくは当該障害者の配偶者、当該申請を行う障害者（施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行う者（二十歳未満の者に限る。）に限る。）若しくは当該障害者との同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者との同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報</p>	<p>当該申請を行う障害者（施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行う者（二十歳未満の者に限る。）を除く。）若しくは当該障害者の配偶者、当該申請を行う障害者（施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行う者（二十歳未満の者に限る。）に限る。）若しくは当該障害者との同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者との同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報</p>
----------------------	---	---

特定個人情報2

<p>①根拠規定</p>	<p>番号法別表第二主務省令55条 項1号ロ</p>	<p>相模原市障害福祉サービス等の負担上限月額の一元管理に関する要綱 第1条及び第5条第2項第2号</p>
<p>②情報提供者</p>	<p>市町村長</p>	<p>市町村長</p>
<p>③提供を求める特定個人情報</p>	<p>当該申請を行う障害者（施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行う者（二十歳未満の者に限る。）を除く。）若しくは当該障害者の配偶者、当該申請を行う障害者（施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行う者（二十歳未満の者に限る。）に限る。）若しくは当該障害者との同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者との同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報</p>	<p>当該申請を行う障害者（施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行う者（二十歳未満の者に限る。）を除く。）若しくは当該障害者の配偶者、当該申請を行う障害者（施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行う者（二十歳未満の者に限る。）に限る。）若しくは当該障害者との同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者との同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報</p>

特定個人情報3

<p>①根拠規定</p>	<p>番号法別表第二主務省令55条 項1号ハ</p>	<p>相模原市障害福祉サービス等の負担上限月額の一元管理に関する要綱 第5条第1項第2号障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第17条第4号児童福祉法施行令第22条第7号イ、第24条第5号及び第27条の2第3号</p>
<p>②情報提供者</p>	<p>都道府県知事等</p>	<p>都道府県知事等</p>
<p>③提供を求める特定個人情報</p>	<p>当該申請を行う障害者若しくは当該障害者との同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者との同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報</p>	<p>当該申請を行う障害者若しくは当該障害者との同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者との同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報</p>

特定個人情報4

<p>①根拠規定</p>	<p>番号法別表第二主務省令55条 項1号ト</p>	<p>相模原市障害福祉サービス等の負担上限月額の一元管理に関する要綱 第5条第1項第2号障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第17条第4号児童福祉法施行令第22条第7号イ、第24条第5号及び第27条の2第3号中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令第22条第12号、第14号及び第22号</p>
--------------	----------------------------	--

②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報	当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務2		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項6号	相模原市障害福祉サービス等の負担上限月額の一元管理に関する要綱 第6条
事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十六条の二第一項の高額障害福祉サービス等給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援、同法第7条第2項に規定する障害児入所支援、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項の障害福祉サービス及び、同法第77条第1項及び第3項の地域生活支援事業の利用者負担に係る高額地域生活支援事業給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項6号イ	相模原市障害福祉サービス等の負担上限月額の一元管理に関する要綱 第4条第4号障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第43条の5第1項第4号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	児童福祉法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費及び同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費の支給に関する情報	当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る児童福祉法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費及び同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費の支給に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項6号ロ	相模原市障害福祉サービス等の負担上限月額の一元管理に関する要綱 第4条第3号障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第43条の4第2項及び第43条の5第1項第3号介護保険法第18条第1号及び第2号、第40条第1号から第4号、第9号及び第10号、第52条第1号から第4号

②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	介護保険法第十八条第一号の介護給付又は同条第二号の予防給付の支給に関する情報	当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る介護保険法第十八条第一号の介護給付又は同条第二号の予防給付の支給に関する情報

特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項6号ハ	相模原市障害福祉サービス等の負担上限月額の一元管理に関する要綱 第4条第1号及び2号障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第43条の5第1項第1号・第2号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付の支給に関する情報	当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付の支給に関する情報

特定個人情報4

①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項6号ニ	相模原市障害福祉サービス等の負担上限月額の一元管理に関する要綱 第4条第5号障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第43条の5第1項第5号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費の支給に関する情報	当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費の支給に関する情報

備考	
----	--

届出情報

届出日	2016年09月27日
独自利用事務の対象者	

番号法第9条第2項の条例に規定した日	
保護評価の実施の有無	
評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	
委任関係	